

改正

令和元年12月20日条例第16号

鹿角市地上デジタル放送受信施設条例

(設置)

第1条 地上デジタル放送の難視聴地域の解消を図るため、鹿角市地上デジタル放送受信施設(以下「受信施設」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受信点設備 地上デジタル放送を受信するためのアンテナ施設をいう。
- (2) 幹線伝送路設備 受信点設備からの信号を使用者へ送信するための通信線及び通信線を分岐するための機器をいう。
- (3) 引込設備 幹線伝送路から使用者宅に信号を引き込むための配線設備、映像用光回線終端装置、その他これらに附属する設備をいう。
- (4) 共同受信装置 別荘地を管理する組織及び団体等が設置し、使用するテレビ放送再送信装置をいう。

(名称等)

第3条 受信施設の名称及び受信点設備の位置及び対象地区は、別表のとおりとする。

(対象)

第4条 受信施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表に定める対象地区に居住する者
- (2) 別表に定める対象地区に所在する事業所
- (3) 前号に規定するもののほか、市長が使用を承認したもの

(使用の許可)

第5条 受信施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する使用許可は、引込設備ごとに行うものとする。ただし、引込設備の設置によらず共同受信装置に接続することにより、受信施設を使用できるものが2以上となる場合は、当該共同受信装置を管理する者に一括して使用を許可することができる。

3 市長は、受信施設の管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、受信施設を使用しようとする者が公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき、又は受信施設の管理上支障があると認めたときは、使用を許可しない。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、第5条の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公益上特に必要があると認めたときは、許可を取り消し、使用の中止若しくは停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わない。

(引込設備の工事等)

第8条 引込設備の工事（以下「引込工事」という。）の施工は、あらかじめ市長の承認を得て行うものとし、これに要する費用は、使用者の負担とする。ただし、平成21年度鹿角市地域情報通信基盤整備事業により設置された引込設備については、この限りでない。

（設備の移転等）

第9条 使用者は、引込工事の施工後において、当該引込工事により設置した引込設備を移転し、又は変更する必要がある場合は、市長にその旨を申し出て承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認を受けた引込設備の移転又は変更に必要な費用は、使用者の負担とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（設備の管理）

第10条 受信点設備、幹線伝送路設備及び引込設備の管理は市が、その他の地上デジタル放送の受信に必要な機器等の管理は使用者が行うものとする。

（利害関係者の承諾）

第11条 使用者は、引込工事の施工に関し、土地又は家屋等の建造物の所有者その他の利害関係を有する者がいるときは、あらかじめ当該利害関係を有する者の承諾を得なければならない。

（使用料）

第12条 受信施設の使用料は、引込設備ごとに年額6,300円とし、規則で定める基準日に使用している使用者から徴収する。

2 前項に規定する使用料は、第5条第2項の規定により共同受信装置を管理する者が一括して許可を申請した場合にあっては、前項の額に当該共同受信装置を利用する住居又は事業所の数を乗じて得た額とする。

（使用料の免除）

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

（権利譲渡等の禁止）

第15条 使用者は、受信施設を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償）

第16条 使用者は、故意又は過失により受信施設を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年度に限り、第12条第1項の規定の適用については、同項中「年額6,000円」とあるのは「年額4,000円」とする。

附 則（令和元年12月20日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の条例の規定は、施行日以後の各施設の使用又は利用について適用し、施行日前の各施設の使用又は利用については、なお従前の例による。

別表 （第3条関係）

名 称	受信点設備の位置	対象地区
鹿角市八幡平受信施設	鹿角市八幡平字湯坂1031番地	八幡平字 切留平、熊沢国有林、坂比平、大畑、平、湯坂、深、上水沢、老沢、杉谷地、熊沢、蛇沢、赤平、下水沢、永田根瀬 の全部 上平 の一部
鹿角市大湯受信施設	鹿角市十和田大湯字中田23番地3	十和田大湯字 大清水、戸倉、西ノ森、大湯国有林、田代平、熊取平、大平、大滝内沢、中滝、白沢、扇ノ平、大楽前、高崩、箒畑、赤川、土沢、田屋、二倉、堀内 の全部 五ノ岱 の一部